

第97回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成27年3月13日(金) 14:00～15:40

2 場所：中央合同庁舎第2号館 1101会議室

3 出席者

座長 大森 彌

秋山 收

加藤 陸美

小早川 光郎

松尾 邦弘

(総務省) 行政評価局長 新井 豊

行政相談業務室長 花田 聡

4 議題

(1) 事案

- ① 簡易生命保険から送付される封筒への点字表記の推進（新規）
- ② 相続した自動車の廃車手続における戸籍謄本等の原本還付（新規）
- ③ 障害基礎年金受給権が生じた場合の納付済保険料の取扱いの見直し（継続）
- ④ 育児休業給付金の給付要件である「みなし被保険者期間」の見直し（継続）

(2) 報告

- ① 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一（あっせん）
- ② 育児休業法の対象となる子の要件の見直し（あっせん）
- ③ 自宅買換えに係る介護保険料の減免措置の促進（あっせん）
- ④ 身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し（あっせん）
- ⑤ 保険薬局と保険医療機関との一体的な構造を規制する規定の解釈の見直し（回答）

5 議事概要

(1) 事案

①簡易生命保険から送付される封筒への点字表記の推進

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

(加藤委員)

点字は、費用がどのくらいかかるか若干疑問があるが、件数はそれほど多くないので、行う方がよい。

(秋山委員)

点字表記のコストはかからないと思われる。また、封筒に点字シールを貼ったとしても、郵便物として機能しなくなるとは思えない。機構が努力すればできること。

(小早川委員)

ゆうちょ銀行の封筒に表記されている点字は、何と表記されているのか。

(事務局)

「とうきょうちょきんじむせんたー」と表記されています。

(小早川委員)

その程度での表記で十分なのか。

(事務局)

封筒に「ちょきん」と表記されており、視覚障害者は、ゆうちょ銀行からの郵便物であると分かるものと考えています。

(小早川委員)

民間会社のダイレクトメールと簡単に区別がつくのか。より、詳しい情報を表記する方がよいのではないか。

(事務局)

ご指摘の点については、日本年金機構のように住所、名称、電話番号を記載する方が、情報提供の在り方として、より望ましいとは考えています。

(小早川委員)

点字表記する場合、ゆうちょ銀行の封筒を参考にするのではなく、年金機構の封筒を参考にする方がよいのではないか。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の中で合理的配慮が必要とされており、私が所属する大学でも、対応について大騒ぎをしている。

何が合理的配慮かという点で、非常に見極めが困難であろう。

合理的配慮の目安を作るのに、世間相場からみて、それを基に値切っていくというやり方はよろしくない。

行政として、現状での行政サービスのレベルが、新法ができて、どのよう

に変わるべきかが問われているとみることもできる。

本件は、まさに、行政が率先して取り組むべき課題であるという理解で良いのではないか

(秋山委員)

資料中の「機構は、かんぽ生命及びゆうちょ銀行に対し、利用者の利便を確保するため、業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質を確保することを求める」とは、どう意味か。

(事務局)

機構は、かんぽ生命に委託している簡保の業務については、実地に行く監査やかんぽ生命からの定期又は随時の報告を求めることにより、かんぽ生命が行う生命保険業務と同等又はそれ以上の質を確保するという意味です。

その指標として、例えば、かんぽ生命のお客さま相談窓口への苦情の申出件数や機構が実施した利用者の意向調査における「サービスの水準」を用いて、かんぽ生命のサービス水準と同等以上の質が確保されているかどうかを確認しています。

(秋山委員)

簡保の業務については、最終的に責任を負っているのはどこか。

(事務局)

簡易生命保険法が廃止されているため、機構が最終的に責任を負っていると判断されます。

(秋山委員)

機構が責任を負っている以上、機構に改善を求めることが最も効果的であると考えます。

委託先が行っている業務であるとしても、その責任は、機構にあるとみてよいのか。

(事務局)

機構が、指導・監査を通じて、簡保に関する業務の管理が行われていることからみても、機構に責任があるとみています。

(大森座長)

本件については、機構に対して、改善を求めるという方向でよろしいか。

また、業務の委託を受けているかんぽ生命を統括する日本郵政においても、改善を検討するとしている意見があることを踏まえ、機構は、速やかに改善を行う必要があるということとしたい。

② 相続した自動車の廃車手続における戸籍謄本等の原本還付

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

(秋山委員)

コピーを取って原本を返却する場合、コピー代はどうなっているのか。サービスなのか。

(事務局)

窓口がコピー代を取っているとは聞いていない。

(秋山委員)

銀行は民間の機関だから、サービスなのだろう。

(大森座長)

現場がやり始めた取組に、上からストップをかけたわけか。

(事務局)

その通りである。

(大森座長)

現場の対応の方がまともだと思うが。

本件は、自動車登録令の改正が必要となるのか。改正せずとも運用でできるのか。

(事務局)

自動車登録令の中に原本の扱いについての規定がないので、規定を入れることも可能だろうが、通達等の発出で済む話だと考えられる。

(小早川委員)

還付を認めた方がいいと思う。不動産登記規則では、わざわざ原本還付について規定が設けられているので、ここにヒントがあるのかもしれない。この手の話は、本件に限らず、各種の申請や届出に、有料で取得した書類を添付するというのは普通にある話である。本件に絡めて言うと、申請にあたって〇〇を提出せよという「提出」という言葉の解釈の問題だと思われる。この種の書類は、確認することが目的なので、確認ができれば、そのことを行政機関は記録にとどめればよいわけで、占有の移転や交付までを求めたものと読むものではないと考えられる。

少し乱暴な議論かもしれないが、こういった話は、行政手続に関する話なので、行政管理局あたりで、「普通に解釈すればこうである」といった通知を出すこともできるのではないか。

(大森座長)

これと同じような取扱いをしているところがほかにもあるのか。

(事務局)

今回は相続に関する手続に焦点を当てているのでこのようになっているが、パスポートを取得する際に、戸籍謄本等の提出が求められ、なおかつ還付が行われないようである。ただ、今回はその理由までは確認できていない。

(大森座長)

この種の手続について、全体として扱いを整えるという手はあるのだが、パスポートのように原本還付されない手続がほかにもあるのではないかという例を持ち出されると思われる。

(秋山委員)

推測だが、パスポートは10年に1度の更新なので、添付書類を使い回すという需要があまりないのではないかと思われる。これに対し、相続は、色々な機関で色々な手続をしなければならないので、使い回しをしたいというニーズが出てくるものと思われる。

(松尾委員)

こういった原本還付の要求が出てくるのは、それなりの必要性があつてのことだと思われるが、原本を出させて確認すれば終わる場合とパスポートなどの場合がおそらくそうだろうが、申請自体に問題がないことを示すため、しばらく保管しておかなければならないといった場合がある。どのような書類をどのような目的で提出させるかは個々のケースで異なっており、一律に原本を返すべきとした場合に、不都合が生じることも懸念される。

ただ、本件の場合に何ら不都合が生じるとは考えられず、確認が済んだ時点で原本を返却するか、コピーを取っておけば十分だと思う。

戸籍謄本を取るのに手数料がかかるとの話があつたが、こうした書類の取得には手間暇がかかるものである。だから、原則として書類を要求する官庁が目的を達し、保存を必要とする特段の事情がない限りは規定の有無にかかわらず、裁量で返却できると考えるのが、国民の負担軽減を考えた場合にもっとも理にかなった方法なのではないだろうか。

(大森座長)

国交省が現場に対し、規定にない原本還付をやめるよう指示したのはいつ頃のことか。

(事務局)

今回の付議資料作成にあたって照会を行った際のことで、ごく最近である。

(大森座長)

このような指示を出すきっかけとなるような問題があつたのだろうか。

(事務局)

具体的な問題があつたわけではない。

国交省が、原本を返してよいという規定がないため還付には応じられないといった建前上の理由しか示して来なかったため、ほかに実質的な理由が

あればこちらも改善の方向性を検討しやすくなるのだが、と水を向けたところ、後日申請が真正かつ適法なものか確認するために原本を持っておく必要があるという理由があがってきたところである。

(小早川委員)

軽自動車の場合は、国が所有権を公証する仕組みがないとされているが、普通自動車の場合は国が公証する仕組みとなっているのか。

(事務局)

自動車登録制度によって所有権が公証されている。

(小早川委員)

公証しなければならぬとなると、法律関係が継続することとなり、その場合には原本を保持しておいた方がよいという議論になることも考えられる。一方、不動産登記は公証制度の代表例だが、こちらでは政令で原本の返却が認められている。

先ほどコピー代の問題を話したが、原本とともにコピーを提出させる場合はコピー代の問題は発生しない。

松尾委員の指摘とも軌を一にするのだろうが、自動車登録が存続する限り原本を保持しておく必要があるという合理的理由があればよいので、その点を確認する必要があるのではないか。

(秋山委員)

自動車の場合も、不動産登記簿に相当する登記制度があるのではないか。戸籍謄本等が登記のために必要な書類ということであれば、登記された後は、その帳簿が証明力を持つので返却しても問題はないと思われる。

(事務局)

不動産登記簿に相当するものとして、自動車登録ファイルが設けられている。

(松尾委員)

不動産登記において、印鑑証明書を原本還付の対象外としている理由として、偽造防止が挙げられているが、これは全ての書類に当てはまるのではないか。

(秋山委員)

印鑑の場合、コピーだけでなく、ハンコ自体を偽造する技術も非常に発達しているので、慎重に取り扱っているのではないか。そう考えると、原本を保持しておく事情が一定程度ありといえるのではないか。

先ほど話題に出たパスポートの場合も、出入国管理のため、捜査機関が偽造の可能性を常に考えなければならない書類なので、公的書類の原本を保持しておく必要ありということもできるだろう。

このように、原本還付が認められるかは個々のケースによって判断が必要

となるので、一般的に原本は返すようにとの規定を設けるのは少々乱暴な気がする。

ただ、本件の申請手続で原本を保持しておく必要性は考えにくい。

(小早川委員)

確かに、印鑑証明の場合は、原本を持っていなければ、提出された印鑑が偽造かどうか判別できないが、戸籍の場合は、原簿が別にあり、後からでも照合できるわけだから、別の扱いになると思う。

(大森座長)

国交省の現行の取扱いは到底納得できない。原本還付は不可とするからには、もっとしっかりした理由があるはずだから、合理的な根拠を提示してほしいということで、本件は改善の方向で推してほしい。

③ 障害基礎年金受給権が生じた場合の納付済保険料の取扱いの見直し

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

(松尾委員)

あっせんする方向性は賛成である。

根本的に国の官としての姿勢に大きな問題があるのではないか。

法律が作られるときには不備がないように想定して作られ、次に、法制局で、その法律について検討され、法律上の不備が全くないように作られていくわけである。

そうはいっても、国が作る法律に不備がないとは限らない。

本件の上乗せされる事例を想定して、法律が作られたのであれば、何らかの理由があるだろうが、どうみても、本件は、法律上の想定外の事例で、法律に不備がある事例であろう。

このような場合に、法令を所管する官として、どのように対応すべきか、その姿勢の問題が問われていると思われる。

返すか返さないかといった時に、法律の目的に照らして、それを阻害することがなければ、国民の利便を考え、国民の利便に沿って物事を処理すべきである。

それに対し、法律上の手当て等が必要であるならば、必要に応じて法改正や通達等により改善措置を講ずればよいのではないか。

そういった国民に対する姿勢が、官に無いことが役所に問題を引き起こす原因の一つになっているのではないか。

国民に負担を求めたり、義務を課したりしているが、負担を求めすぎている

る、義務を課しすぎているとみられる場合、国に大きな問題が生じなければ、国民の利便に沿った形で改善すべきという姿勢が必要であろうし、官に、その考えが根本的に確立されていないのではないか。

加算額を課すことが、どのようにみても、合理性やバランスも欠いている。

加算額を課すことを法律で決めているからといって、そういったことを前提にしないケースもあるのだから、本件は、むしろ、担当者である官に、どのような姿勢で、きちんと改善を考えてもらうかが試されているケースであり、勉強になる良いケースではないだろうか。

法律に書いていないから返さないという、そういったことではなく、行政のあるべき姿というか、基本として、どういった姿勢で対応していくべきかについて念を押しておくことが大事なことでないか。

この問題だけでなく、同じような問題が起きた場合、そのような基本に立ちかえれば、自ずと、行政上の問題点は改善されていくもので、このような相談が推進会議に出てくることが少なくなるはずである。

(大森座長)

松尾委員が言うとおりで、その方向で改善に向けて対応してもらうことでよろしいか。

(加藤委員)

基本的には、この方向で、あっせんの方で対応してもらいたい。

不当利得になれば、必ず返さなければならないということになるのか。

障害があったという認定は、後から出されるわけだから、年金行政に長く従事してきた者からすると、実際には、障害はあっても、年金の保険料を長い期間納めてきて、障害年金の裁定により保険料を納める必要がなくなったのだが、自分の障害の症状を考えて、将来、軽快した場合に備え、引続き保険料を納め続けておきたい、つまり、いわゆる任意加入に似たようなものだろうと思われる。

そのような任意加入の意思を否定してまで、どうしても保険料を還付しなければならぬというのは、根本的におかしいような気がする。

不当利得になるから必ず返さなければならない。だから、任意で加入したい人が保険料納付を続けるために追納という制度で対応しているのであろう。

このような場合には、保険料は、必ず返すこととなっているのか。

(事務局)

国としては、保険料の免除期間に保険料が収められていた場合には、納めた保険料を必ず返すという仕組みです。

このような取扱いについては、平成 18 年までは、返す、返さないといった、全国、ばらばらの取扱いになっているような状況にあったと聞き及んでいます。

それでは、国民に説明がつかないという厚労省の判断があり、公平性を考えて、全国統一して、必ず返すといった取扱いにしたものと考えております。

姿勢としては、先ほど、松尾委員が述べられたように、国民のことを考えて、返還するというものだろうと推測されるわけです。ただし、本件のようなケースでは、合理的な理由がなく加算額が課されているのではないかと考えています。

(加藤委員)

そのとおりなのだろう。被保険者は、任意加入のような形でいいから、追納したいというケースであろう。

(事務局)

任意加入であれば、将来必ず納付期間に反映されるわけで、それを見込んで保険料を納付しているわけです。

相談者は、任意加入というより、むしろ、保険料が掛け捨てになっても構わないという姿勢で保険料を納付したいとしています。

公的年金は積立方式ではないのですが、相談者は、障害が軽快せず現在の状態のままですと、障害年金を受給し続けることができ、将来の時点で、保険料を納付する必要性がなかったということになる場合もあります。それでも、国民年金の保険料を納め続けたいというケースだと思っております。

(加藤委員)

本件のようなケースでは、全額免除期間であっても加入を認めているのだから、任意加入に近い形であろう。

本件相談者とは、逆に任意加入する意思がないのであれば、これまでの保険料を還付するのは合理的であろう。

(事務局)

相談者の場合には、還付と追納が書面上で行われて、相談者の手元に戻ってくるわけではありません。書類上の移動に過ぎないとみています。

そのように書類上でお金が移動されるのに、それとは別に、実際上のお金が必要である。そこが本件のポイントではないかと思われます。

(加藤委員)

追納したい意思がある場合には、任意加入という形になるわけであろう。

任意加入として、みなせないかということであろう。

だが、厚労省としては、法律に規定がないから、できないという問題につながるであろう。

このような具体例は、めったにないから、厚労省としては、対応の必要性が少ないとみているのであろうか。

(事務局)

厚労省の方では、平成 24 年ごろ、サンプル調査をしています。

そのサンプル調査では、6 千人程度を調査母数として、障害者手帳を持ちながら、障害年金を受給していなかった方がおり、そのうち、このサンプル調査を契機として障害年金の受給権が裁定された方が 0.4%います。

一方で、平成 23 年には、18 歳から 65 歳までの障害者手帳を持っている方が 300 万人以上います。

0.4%といった数字をそのまま当てはめることはできないのですが、障害年金を支給されるのに、支給されていない人が一定人数いるのではないかとみています。

(大森座長)

加算額が課せられるという、理由がどうしても分からない。

(加藤委員)

そもそも、追納を認めないということはしていないのだから、加算額を課すことは、保険料の免除期間に保険料を払うといった二股はいけないということであろう。しかし、相談者のようなケースでは、納付した者に二股の意識はない。

(小早川委員)

二股の意識がない、つまり、相談者は、障害年金がもらえるとは思わず、保険料を納付してきたわけで、相談者側に過失がないのに、加算額が課せられるという点が問題である。

障害年金が後から支給されることを知っていたのであれば別であろう。

(加藤委員)

追納で扱うのがおかしいとみるべきか。本件のようなケースは充当処理を認めてもいいのではないだろうか。

(松尾委員)

加藤委員の論理もよく分かります。

保険料を書類上で移動させるだけで、問題が起きないということでしょう。

ただ、法で追納という処理をすることとされていることからみると、充当処理というものは、何となく、けじめがないような気がする。

(加藤委員)

新たな制度では、障害年金の受給権を認定され障害年金を受給しながら、納付が認められているのだから、このようなケースでは、充当という考え方も成り立つのではないか。

現在の制度では、不当利得だから必ず返さなければいけないという論理だ。

しかし、本件のようなケースは、障害年金受給者が、保険料を納める必要が無く、また、保険料が掛け捨てのようになってもいいから、納めていきたいと

いう強い意思があるのだから、そこに着目して、充当処理することが望ましいような気がする。

このようなケースでは、あまり、不当利得の論理に振り回される必要はないのではないだろうか。

(大森座長)

充当処理する場合の論理構成が必要になる。

(加藤委員)

充当処理する場合、追納期間との問題が出てくるが、その点は、他の追納する者とのバランスを考慮して、現行の10年で行くという考え方が成り立つ。

保険料を戻した結果、不利になるというのは、法律の理として、稜然としない。加算額が問題とされているのだから、充当処理がよいのではないか。

充当処理した場合、保険料を二重に納めたという形になるので、そのようなことがあってはいけないという考え方で充当処理を認めてきていないのであろう。

(松尾委員)

加算額を取らなければ、本件のような問題はなくなるわけだが、それを改善するために立法措置を取らない改善案を想定しているわけだが、どうも、すっきりしないという気もする。

(小早川委員)

年金制度として考える場合、障害年金がなくなるというケースが想定されず、法ができた後に追加されたケースであろう。

障害年金が打ち切られる場合の老後の手当てとして、本来の年金の在り方を考えれば、障害年金が打ち切られた後は、被保険者に戻るわけだから、適正に保険料を納付すれば、老齢基礎年金等を満額に近い形で支給されるようにすることが一番正しい気がする。しかし、現行制度では、これが認められていない。

追納という形で、その姿に近づけているとみられるわけだが、とすれば、本件のようなケースは、掛け捨てのような形になってもよいという被保険者の強い意志があるのだから、やはり、加算額を課さないという形が望ましいのではないか。

(加藤委員)

救済のために便法を取って支障が起きるのであれば、法改正しかないだろうが、支障が起きないのであれば、充当処理か、あるいは、何らかの便法で対応していく方が良い。

(大森座長)

年金制度の在り方として考えた場合には、障害年金の受給資格がなくなるということは想定されていなかった。

立法時点で、障害年金が打ち切られる措置として、老齢基礎年金が満額給付されるように手当しておくべきものであったと思われるが、そのようなケースが想定されず、救済制度がない以上、便法で対応するほうが良いのかもしれない。

法改正が必要であれば、そうせざるを得ないとしても、厚労省には、他の制度への支障を考慮の上、法改正を行わずに改善を望みたい。

今までの議論を踏まえ、厚労省には、本件を速やかに改善できる方向で、検討するように、事務局が対応していただくというところでお願いします。

④ 育児休業給付金の給付要件である「みなし被保険者期間」の見直し

事務局から付議資料に基づいた説明が行われた。

(大森座長)

本件について、雇用保険制度という枠組みで考える場合には、給付要件の期間設定は、慎重な検討が必要である一方、雇用保険制度を超えたところで考えれば、働く女性への支援の在り方として、非常に重要な問題も含んでいるのではないかといった考え方もできる。

(秋山委員)

労働者と公務員とのバランスを考えると、公務員の場合には、雇用の継続が想定されるから「みなし被保険者期間」が設けられていないということ、保険と共済という区別があることからすれば、雇用保険という枠組みの中で、労働者に対し、みなし被保険者期間が設けられるというのは、やむを得ないという面もある。

(松尾委員)

本件は、政策上の議論が必要な面もある。

(事務局)

本件の内容とは別に育児休業給付金に関する相談については、全国的に多数あるため、地方の推進会議においても審議いただいているところです。

(大森座長)

本件については、政策上の判断も必要になるとしたら、社会情勢や全国の行政相談における育児休業給付金に関する対応状況を注視すべきであると考え。必要に応じ、本件を含めて育児給付金に関する諸問題をさらに議論していくという方向としたい。

(2) 報告

事務方から、以下について概要を報告した。

- ① 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一
(あっせん)
- ② 育児休業法の対象となる子の要件の見直し (あっせん)
- ③ 自宅買換えに係る介護保険料の減免措置の促進 (あっせん)
- ④ 身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し
(あっせん)
- ⑤ 保険薬局と保険医療機関との一体的な構造を規制する規定の解釈の見直し (回答)

以 上